

2011年6月9日

環境省総合環境政策局環境影響評価課 御中

日本鳥学会鳥類保護委員会
委員長 早矢仕 有子

風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（案）
に対する日本鳥学会鳥類保護委員会の意見

職業：札幌大学准教授
連絡先電話番号：011-852-9280
ファックス番号：011-852-9280
電子メールアドレス：hayashiy@sapporo-u.ac.jp

本案件に対する、日本鳥学会鳥類保護委員会からの意見を提出致しますので、ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

<該当箇所>

5. 風力発電事業に関する規模要件等について（p8-p16）。本案では法的な影響評価対象となる第一種事業の規模要件を一万kw以上（p12, 21-22行目）、第一種事業の規模要件に0.75を乗じた7,500kw以上を第二種事業の規模要件として提案している（p13, 33行目□ p14, 4行目）。

<意見内容>

バードストライク発生事例は必ずしも大規模施設に偏っていない。たとえば、国内希少動植物種のオジロワシに関しては、2004年以降2010年2月10日までに、北海道内で少なくとも計16羽が風車への衝突事故で死亡しているが（日本野鳥の会集計 <http://www.wbsj.org/press/pdf/100210.pdf>）、その半数が総出力1万kw未満の施設で発生している。したがって、影響評価対象を大規模出力施設に限定することは、鳥類保全の観点から受け入れがたい。

特に、自然度が高く野生鳥類の生息地としても重要な以下の地域においては、施設規模の大小に関わらず、環境影響評価を義務づけることを提案する。

- （1）自然公園法における自然公園特別地域
- （2）鳥獣保護区特別保護地域
- （3）種の保存法に基づく国内希少野生動植物指定種の繁殖地もしくは越冬地等の重要な生息地
- （4）自然環境保全法における原生自然環境保全地域・自然環境保全地域

(5) 文化財保護法により指定された天然記念物に指定された地域のうち鳥類に関するもの及び地域を定めずに天然記念物に指定された鳥類種の繁殖地もしくは越冬地等の重要な生息地

(6) ラムサール条約登録湿地

<該当箇所>

8-5. 環境影響評価に関する情報の収集と活用等について (p25, 18-27 行目)

<意見内容>

本案では、環境影響評価の実施において一定の水準を確保するために、「地域に生息・生育する動植物や生態系等に関する基礎的な情報整備を国が促進する」ことを求めている。この方針に鑑み、国内希少野生動植物種ならびに天然記念物指定種の生息有無が明確でない場合は、事業者にスクリーニング実施を義務付け、その結果に応じて、環境影響評価を実施するか否か判断すべきである。

<該当箇所>

7-2. 動物、植物及び生態系 <環境保全措置・事後調査> (p22, 15-23 行目)

<意見内容>

本案に記されているとおり、バードストライク等生態系への影響については、事業開始後の状況に応じて対策をとることが重要である。「必要に応じて、事後調査の実施によって状況を把握し、その結果に応じた適切な対策を検討すべきである」とあるが、「各施設において国内希少野生動植物指定鳥類種の衝突死亡個体が発見された場合など、必要に応じて、事後調査の実施によって状況を把握し、その結果に応じた適切な対策を専門家の意見にもとづいて検討すべきである。」への変更を求める。

(以上)